

## ガバナンス研究部会（第222回）議事録

日時：平成28年6月10日（金）15:00～17:00

場所：学士会館310号会議室

出席者：今井、板垣、井上、上原、大関、岡本、荻野、勝田、嶋多、中嶋、永井（郁）、  
浜辺、林、日向、宮澤、山本、山脇

### 【新入会者の件】

永井郁敏さんの入会につき、会則第2条に則り入会を諮り、全員一致で承認された。

### 【定例研究発表】

1 「取締役の会社に対する責任に関する判例動向」（浜辺陽一郎客員部会員）

#### <概要説明>

- 取締役の賠償責任に関し、前回発表以降裁判判決が出たものについて、解説があった。
  - ① 実体のない業務委託契約（名古屋地判平成27年6月30日）
  - ② JR東信濃川取水許可取消しに係る株主代表訴訟（東京地判平成27年4月23日）
  - ③ 新銀行東京における善管注意義務（東京地判平成27年3月26日）
  - ④ 巨人軍をめぐる勝手な記者会見（東京地判平成26年12月18日）
  - ⑤ シャルレMBOをめぐる取締役の義務（神戸地判決平成26年10月16日、大阪高判平成27年10月29日）、関連事件:文書提出命令（最高裁平成25年4月16日）
  - ⑥ 福岡魚市場ぐるぐる回し取引（福岡地判平成23年1月26日、福岡高判平成24年4月13日）

#### <討議・意見>

- ①のコンサルティング契約だが、実体がないというが元々、コンサルティングの成果を何で判断するのだろうか。
  - コンサル契約では普通は成果までは問わない。例えば回収を成果とするなら、金額で判断できるが。本件の場合、必要もない契約を取締役会の決議も得ず締結し、会社財産を流出させたとして、民法709、会社法423条1項を問われた。
- ②では、JR東の経営陣は、取水データの報告等に不正行為が行われているとは知らず、その義務違反を防止する一応の体制はあって、具体的な調査義務まではなかったということで、責任はないとされているが、信濃川が涸れ川であることは有名なことであり、それを知らなかったとは不思議だ。
- JR東が再許可を取るために支出した57億円は、株主にとって損害と言えるのだろうか。株主の損害として相当因果関係があるのか疑問だ。
- ③の判決では、「特殊な理念を持っている銀行としては、不合理ではない。」としているが、「特殊な理念」であれば、許されるかのような考え方は納得しかねる。
- 中小企業救済の理念にもとづき設立された新銀行東京の場合、その設立の時代背景や経営不振の原因等を考えると、経営に対する責任追及は難しいだろう。

- ④では、清武氏の行動は公益性がなく、個人的利益に基づくものと判断されているが、判決でいう「取締役会や監査役による監督・監査権限のおよそ期待できない場合」に該当し、やむを得なかったのではないか。
- ⑤の判決でいう「MBO 完遂尽力義務」は、妙な考え方だ。交渉を始めても紆余曲折ある交渉の結果、MBO が成立しないということは多々ある。
- 一旦始めたら、必ず MBO を成立させるべきということではなく、取締役は MBO の成立に向け合理的な努力をするべきという意味であろう。
- ⑥の損害遅延金の計算根拠利率について、高裁判決の年 6 分に対し、最高裁が年 5 分と修正しているが、民事債権と商事債権との違いを間違えたもので、こういうミスが起こりうるのか。

## 2 「議会運営の一院制と二院制」(上原利夫部会員)

### <概要説明>

- アメリカの政治学者レイプハートは、36ヶ国の議会制度を研究し、その結論として、① 第二院の権限が第一院より小さくても、議員の構成が異なれば、中程度の強度が保たれる、② 議員の構成が同じである場合に権限を同じにすれば、これも中程度の強度になる、という。日本のコーポレートガバナンスに当てはめた場合、二院制に該当する監査役制度において、監査役会(監査役)は上記①、②のいずれがよいか、というのが問題意識である。
- より合理的な制度を築くために、定款変更または法改正の措置で以下のような変更を検討するべきではないか。例えば、1) 監査役を選出基盤を変えるために、累積投票制度を認める、2) 情報入手が監査役の生命である点に鑑み、取締役の報告義務違反を取締役の欠格事由に加える、3) 決算承認権を監査役会に付与する、4) 利益処分も、定款に規定する条件を充足しておれば、監査役会で承認させる、5) 粉飾決算防止のため、必要に応じ監査役会に社長解任権を付与する。

### <討議・意見>

- 監査役を選任は、現在は実態として代表取締役が行っている。指名委員会の充実など累積投票の導入以前にやらなければならないことが沢山ある。
- 累積投票制度は、日本ではほとんど例がない。定款で排除できるから、それを望まない経営者と株主のもとでは実現しない。株主総会は民主的多数決ではなく、資本比例多数決で決まるから、それなりの勢力がないと実現しない。
- 会社法学者の中には、監査役の自覚と行動が大切であり、現状でも監査役は相当のことができるとするものがある。そうすると監査役には高度な質問力、懐疑心、想像力が必要であろう。
- 日本監査役協会の新監査役監査基準は、「攻めのガバナンス」の観点から、監査役は積極的・能動的に権限を行使し、取締役に意見を述べることを期待されているが、13条のように一部行き過ぎと思われる項目もあるので留意が必要。
- 監査役制度のさらなる高度化に向け、興味深い論だと思う。

【次回開催日】7月15日(金)午後3時 学士会館309号会議室